

京都大学新聞

学生団体
京都大学新聞社
京都市左京区西京大講内
(761) 2554 直線
(761) 2111 (内線2571)
FAX (761) 6095
編集：京都2-3909
1部 100円

総合事務機
事務用品
株式会社 中村太洋堂
京都府京都市中京区
西門町一丁目一〇〇番地
電話：七五三-〇〇〇一

紙面紹介
2面 「君が代」強制の実態と批判の展開
3面 ルボケ論、批判医療週刊
4面 京大再編を批判！七月審判に向けて
5面 書評「開戦のメソッド」現代科学と人間
6面 「日本語」
7面 原簿緊急特集
8面 「焼酎の時代」の到来

「廃寮許すな」の署名運動を開始

吉田寮

吉田寮の廃寮を許すな！ 2項目要求署名スタート

吉田寮の廃寮を許すな！ 2項目要求署名スタート。吉田寮の廃寮を許すな！ 2項目要求署名スタート。吉田寮の廃寮を許すな！ 2項目要求署名スタート。

要求書を学生部長に提出

7月4日に全学集会

吉田寮の廃寮を許すな！ 2項目要求署名スタート。要求書を学生部長に提出。7月4日に全学集会。

5・30弾圧を当局に抗議

同学会、時計台屋上で

5・30弾圧を当局に抗議。同学会、時計台屋上で。

通常総代会行われる

京大生協、全議案「圧倒的」多数で可決

通常総代会行われる。京大生協、全議案「圧倒的」多数で可決。

帝国主義的

大学再編を批判

帝国主義的。大学再編を批判。

全学的運動にむけ準備委が開催

全学的運動にむけ準備委が開催。

「かわらぬ」

「かわらぬ」。

「Xデー」京都国体と闘う

「天皇制の維持・強化を許さない」

京大実行委「結成される」

「天皇制の維持・強化を許さない」。京大実行委「結成される」。

「京都国体」に異議あり

「京都国体」に異議あり。

天皇制の問題点に全く

触れないXデー用TV番組

天皇制の問題点に全く触れないXデー用TV番組。

時計台屋上での京大生協

時計台屋上での京大生協。

通常総代会行われる

通常総代会行われる。

「かわらぬ」

「かわらぬ」。

「かわらぬ」

「かわらぬ」。

「かわらぬ」

「かわらぬ」。

「かわらぬ」

「かわらぬ」。

「かわらぬ」

「かわらぬ」。

「かわらぬ」

「かわらぬ」。

「かわらぬ」

「かわらぬ」。

第41回 学生 広告論文 電通賞

募集

- ◆大学生部門
- ◆第一部課題「内閣拡大の国際的裏面と広告の役割」
- ◆第二部課題「広告の生活創造(ライフ・クリエーション)機能」

主催：株式会社 電通 後援：文部省

Hi! This is KOETSU DRIVERS' & RIDERS' SCHOOL.

How are you going today? Me? Pretty good, thanks, 'cause I've just bought a little car. Now I can drive it anyway. Why don't you get a Driving License, too? We'd be glad to teach you how to drive car, how to study traffic regulations. See you later at the SEVEN CO-OP.

Phone: 761-8749
10:30a.m. - 17:30p.m.

京都府公安委員会指定
光悦自動車教習所
京都市北区大宮玄塚南町25 Tel 493-0101

Authorized KOETSU DRIVERS' & RIDERS' SCHOOL

京大新聞の定期購読を

学内唯一のマスメディア

京都大学新聞社

右翼の妨害をはねのけ 「君が代」訴訟の傍聴を

「君が代」強制の実態と訴訟の現状

北上田毅(「君が代」訴訟をすすめる会)

「君が代」訴訟をすすめる会(以下「訴訟をすすめる会」と略す)は、6月15日(木曜日)午後2時から、東京地裁(東京地方裁判所)で「君が代」訴訟の第1回公判(傍聴)が行われた。この日は、原告側(訴訟をすすめる会)と被告側(文部省、東京都教育委員会)の両方が、訴訟の現状や今後の展開について、それぞれ主張を述べた。

原告側は、まず「君が代」強制の実態について述べた。原告側は、「君が代」が国歌として扱われ、学校行事などで強制演奏されることについて、憲法違反であるとして訴えている。また、原告側は、「君が代」の歌詞が、戦時体制下の軍国主義を鼓舞するものであるとして、その強制演奏が、戦後民主主義の精神に反するものであるとしている。

被告側は、まず「君が代」が国歌として扱われることについて、憲法違反であるとして訴えている。また、被告側は、「君が代」の歌詞が、戦時体制下の軍国主義を鼓舞するものであるとして、その強制演奏が、戦後民主主義の精神に反するものであるとしている。

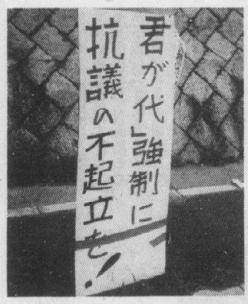
訴訟をすすめる会では、この傍聴を通じて、訴訟の現状や今後の展開について、関係者に情報を提供し、世論を喚起することを目的としている。また、訴訟をすすめる会では、今後も訴訟の進展を注視し、必要に応じて訴訟をすすめる会の活動を展開していくとしている。

したたかな反対運動を展開 裁判窓口論から早く本論に

「君が代」訴訟の現状は、原告側(訴訟をすすめる会)と被告側(文部省、東京都教育委員会)の両方が、訴訟の進展を注視し、必要に応じて訴訟をすすめる会の活動を展開していくとしている。

訴訟をすすめる会では、この傍聴を通じて、訴訟の現状や今後の展開について、関係者に情報を提供し、世論を喚起することを目的としている。また、訴訟をすすめる会では、今後も訴訟の進展を注視し、必要に応じて訴訟をすすめる会の活動を展開していくとしている。

訴訟をすすめる会では、この傍聴を通じて、訴訟の現状や今後の展開について、関係者に情報を提供し、世論を喚起することを目的としている。また、訴訟をすすめる会では、今後も訴訟の進展を注視し、必要に応じて訴訟をすすめる会の活動を展開していくとしている。



▲入学式前に立てられた看板

京大「将来計画検討委」 路線の批判点

全学自治会同学会書記局

京大「将来計画検討委」(以下「検討委」と略す)は、6月15日(木曜日)午後2時から、東京地裁(東京地方裁判所)で「君が代」訴訟の第1回公判(傍聴)が行われた。この日は、原告側(訴訟をすすめる会)と被告側(文部省、東京都教育委員会)の両方が、訴訟の現状や今後の展開について、それぞれ主張を述べた。

原告側は、まず「君が代」強制の実態について述べた。原告側は、「君が代」が国歌として扱われ、学校行事などで強制演奏されることについて、憲法違反であるとして訴えている。また、原告側は、「君が代」の歌詞が、戦時体制下の軍国主義を鼓舞するものであるとして、その強制演奏が、戦後民主主義の精神に反するものであるとしている。

被告側は、まず「君が代」が国歌として扱われることについて、憲法違反であるとして訴えている。また、被告側は、「君が代」の歌詞が、戦時体制下の軍国主義を鼓舞するものであるとして、その強制演奏が、戦後民主主義の精神に反するものであるとしている。

現状の大学への問い返しを欠く「将来像」

様々な立場から 異議申し立てを

「将来計画検討委」は、6月15日(木曜日)午後2時から、東京地裁(東京地方裁判所)で「君が代」訴訟の第1回公判(傍聴)が行われた。この日は、原告側(訴訟をすすめる会)と被告側(文部省、東京都教育委員会)の両方が、訴訟の現状や今後の展開について、それぞれ主張を述べた。

原告側は、まず「君が代」強制の実態について述べた。原告側は、「君が代」が国歌として扱われ、学校行事などで強制演奏されることについて、憲法違反であるとして訴えている。また、原告側は、「君が代」の歌詞が、戦時体制下の軍国主義を鼓舞するものであるとして、その強制演奏が、戦後民主主義の精神に反するものであるとしている。

被告側は、まず「君が代」が国歌として扱われることについて、憲法違反であるとして訴えている。また、被告側は、「君が代」の歌詞が、戦時体制下の軍国主義を鼓舞するものであるとして、その強制演奏が、戦後民主主義の精神に反するものであるとしている。

「君が代」訴訟をめぐる動き

- 1 文部省、小中学校の卒業式、入学式における「国旗の掲揚、君が代の斉唱」の全国実態調査を実施
- 2 文部省、「国旗」の掲揚と「君が代」の斉唱を徹底するように通知
- 3 京都市教育委員会、市内の全小中学校に「君が代」をダビングしたカセットテープを配布
- 4 「君が代」訴訟をすすめる会発足
- 5 「君が代」カセットテープの配布は不法・不当だとして、監査を請求
- 6 監査請求に関して意見陳述
- 7 監査委員会、両論を併記して「監査の結果については、決定しなかった」旨の結論を出す
- 8 京都市に住民訴訟を提訴
- 9 「君が代」訴訟第1回公判原告3名が冒頭陳述
- 10 市教委、委員会としての訴訟参加を表明
- 11 第2回公判被告側答弁書提出
- 12 第3回公判
- 13 第4回公判原告側、主張を全面展開した書面を提出被告側、「被告全員の却下」を要求
- 14 第5回公判人事異動により裁判長交替

ルポ 釜ヶ崎医療相談を追う

「釜ヶ崎医療相談」は、6月15日(木曜日)午後2時から、東京地裁(東京地方裁判所)で「君が代」訴訟の第1回公判(傍聴)が行われた。この日は、原告側(訴訟をすすめる会)と被告側(文部省、東京都教育委員会)の両方が、訴訟の現状や今後の展開について、それぞれ主張を述べた。

原告側は、まず「君が代」強制の実態について述べた。原告側は、「君が代」が国歌として扱われ、学校行事などで強制演奏されることについて、憲法違反であるとして訴えている。また、原告側は、「君が代」の歌詞が、戦時体制下の軍国主義を鼓舞するものであるとして、その強制演奏が、戦後民主主義の精神に反するものであるとしている。

被告側は、まず「君が代」が国歌として扱われることについて、憲法違反であるとして訴えている。また、被告側は、「君が代」の歌詞が、戦時体制下の軍国主義を鼓舞するものであるとして、その強制演奏が、戦後民主主義の精神に反するものであるとしている。

釜ヶ崎労働者「体をむしばまれる」

釜ヶ崎労働者は、6月15日(木曜日)午後2時から、東京地裁(東京地方裁判所)で「君が代」訴訟の第1回公判(傍聴)が行われた。この日は、原告側(訴訟をすすめる会)と被告側(文部省、東京都教育委員会)の両方が、訴訟の現状や今後の展開について、それぞれ主張を述べた。

原告側は、まず「君が代」強制の実態について述べた。原告側は、「君が代」が国歌として扱われ、学校行事などで強制演奏されることについて、憲法違反であるとして訴えている。また、原告側は、「君が代」の歌詞が、戦時体制下の軍国主義を鼓舞するものであるとして、その強制演奏が、戦後民主主義の精神に反するものであるとしている。

被告側は、まず「君が代」が国歌として扱われることについて、憲法違反であるとして訴えている。また、被告側は、「君が代」の歌詞が、戦時体制下の軍国主義を鼓舞するものであるとして、その強制演奏が、戦後民主主義の精神に反するものであるとしている。

過労・野宿・酒がたたる

釜ヶ崎労働者は、6月15日(木曜日)午後2時から、東京地裁(東京地方裁判所)で「君が代」訴訟の第1回公判(傍聴)が行われた。この日は、原告側(訴訟をすすめる会)と被告側(文部省、東京都教育委員会)の両方が、訴訟の現状や今後の展開について、それぞれ主張を述べた。

原告側は、まず「君が代」強制の実態について述べた。原告側は、「君が代」が国歌として扱われ、学校行事などで強制演奏されることについて、憲法違反であるとして訴えている。また、原告側は、「君が代」の歌詞が、戦時体制下の軍国主義を鼓舞するものであるとして、その強制演奏が、戦後民主主義の精神に反するものであるとしている。

被告側は、まず「君が代」が国歌として扱われることについて、憲法違反であるとして訴えている。また、被告側は、「君が代」の歌詞が、戦時体制下の軍国主義を鼓舞するものであるとして、その強制演奏が、戦後民主主義の精神に反するものであるとしている。



▲医療センター前での医療相談受付

紹介 「いげん君が代」

「いげん君が代」は、6月15日(木曜日)午後2時から、東京地裁(東京地方裁判所)で「君が代」訴訟の第1回公判(傍聴)が行われた。この日は、原告側(訴訟をすすめる会)と被告側(文部省、東京都教育委員会)の両方が、訴訟の現状や今後の展開について、それぞれ主張を述べた。

原告側は、まず「君が代」強制の実態について述べた。原告側は、「君が代」が国歌として扱われ、学校行事などで強制演奏されることについて、憲法違反であるとして訴えている。また、原告側は、「君が代」の歌詞が、戦時体制下の軍国主義を鼓舞するものであるとして、その強制演奏が、戦後民主主義の精神に反するものであるとしている。

被告側は、まず「君が代」が国歌として扱われることについて、憲法違反であるとして訴えている。また、被告側は、「君が代」の歌詞が、戦時体制下の軍国主義を鼓舞するものであるとして、その強制演奏が、戦後民主主義の精神に反するものであるとしている。

書評

蓮実重彦+柄谷行人

「闘争のエチカ」

小説という文芸書がもろくない、という声を聞く。ましてや文芸批評などという世界は野暮なだけ、読む気もない。そのあたりが根柢的なものかもしれないが、ここで示される(教えられる)「批評」はちがう。昔にあふれたポスト・モダン言葉を詰め、多様な動きを根源的に問い直し、壊してしまおう。「評論」とは違う本物の「批評」を作り出すために、この2人の対話は限りない射程をもっているといえる。

(編集部)

イメージを使って思考しない 「批評」を成立させるために 外部とのコミュニケーション

「批評」とは何か。蓮実重彦と柄谷行人の対話集『闘争のエチカ』は、この問いを鋭く突き詰めている。蓮実の「批評はイメージの操作」という主張は、従来の批評理論を大きく揺るがす。柄谷の「イメージは思考の道具ではない」という反論は、さらにその問いを深める。この対話は、批評のあり方を根本的に問い直すものである。

佐藤進 『現代科学と人間』



現代科学と人間

「現代科学は方向転換をせまられている」という主張は、現代科学のあり方を根本的に問い直すものである。佐藤進は、科学の発展が人間の存在を脅かしているのではないかと警告している。科学の方向転換を促すためには、人間性を取り戻さなければならない。

現代科学は方向転換をせまられている

一人間と人間以外を切り離す考え方に限界をみる

現代科学の発展は、人間と人間以外の境界を曖昧にしている。一人間と人間以外を切り離す考え方には限界がある。科学の方向転換を促すためには、人間性を取り戻さなければならない。



佐藤進

評 金田一春彦 『日本語』(上・下)

金田一春彦の『日本語』は、日本語の歴史と文化を深く掘り下げた力作である。上巻は日本語の起源と変遷、下巻は現代日本語の現状と未来について論じている。著者の深い学識と情熱が、読者に強く伝わる。

内部に留まる物語 外部に開かれた小説

内部に留まる物語と外部に開かれた小説の対比は、現代文学の重要な特徴である。内部に留まる物語は個人の心理を描き、外部に開かれた小説は社会と人間の関係を描く。両者の対比を通じて、現代文学のあり方を考察する。

獄中詩人

金南柱 文学の夕べ

南柱との出会いを語る。呼びかけ人、集会参加者が思い思いに……。詩の朗読。宗秋月(詩人)。歌。学生や民衆に広がる南柱の歌。南柱の友人たちの歌。7月16日(土) 夜6:30~8:30 府立労働センター

呼びかけます、釈放を!

池田浩士(ドイツ文学者) 藤原重夫(牧師) 杉村昌昭(フランス文学者) 中本幸敏(牧師) 三好博(牧師) 小田実(作家) 村山盛忠(牧師) 藤田恒一(牧師) (6月10日現在)

京都滋賀精神医療 人権センター設立集会に参加を!

7/3(日) PM1:00~ 京都弁護士会館 3F 大会議室 (中・富広路通丸太町下ル) 参加費:カンパ100円 主催 京都・滋賀精神医療 人権センター準備会

新編集員・カメラマン募集

受付 月・火・木 午後1時~、西部構内当社BOXへ 京都大学新聞社

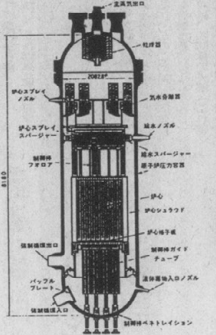
廃炉

原子力産業の大きな「誤算」

緊急特集「廃炉の時代」の到来

〈第2回〉

本紙編集部



▲解体される日本最初の原子炉「J-PDR」

項目	開始時期	完了時期
燃料棒の取り出し	1988年	1989年
圧力容器の解体	1990年	1992年
格納容器の解体	1993年	1995年
基礎の解体	1996年	1998年
敷地の再利用	1999年	2001年

PART ① 廃炉—解体撤去の困難化と推進側の狙い

日本原子力発電株式会社(以下「J-POWER」)が、1988年6月16日(木曜日)に、日本初の原子炉「J-PDR」(J-Prototype Deuterium Reactor)の解体撤去作業を開始した。この原子炉は、1965年に稼働を開始した。J-POWERは、この原子炉の解体撤去作業を、1988年6月16日から1998年6月16日まで、10年かけて行う予定としている。

この原子炉の解体撤去作業は、非常に困難な作業である。原子炉の圧力容器は、直径が約4メートル、高さ約10メートルあり、重量が約100トンに達している。また、原子炉の燃料棒は、放射能を帯びているため、取り扱いには非常に注意が必要である。

J-POWERは、この原子炉の解体撤去作業を、1988年6月16日から1998年6月16日まで、10年かけて行う予定としている。この期間には、原子炉の燃料棒の取り出し、圧力容器の解体、格納容器の解体、基礎の解体、敷地の再利用などが行われる予定である。

特集「第2回」をするにあたって

本紙編集部が、この特集「第2回」をするにあたって、原子力産業の現状と、廃炉の時代が到来している理由について、関係者から話を聞いた。この特集「第2回」は、原子力産業の現状と、廃炉の時代が到来している理由について、関係者から話を聞いた。この特集「第2回」は、原子力産業の現状と、廃炉の時代が到来している理由について、関係者から話を聞いた。

「A計画」のウラを読む

推進側の目的は「敷地再利用」か

原子力発電所は、敷地の再利用が重要な課題となっている。原子力発電所は、敷地の再利用が重要な課題となっている。原子力発電所は、敷地の再利用が重要な課題となっている。

原子力発電所は、敷地の再利用が重要な課題となっている。原子力発電所は、敷地の再利用が重要な課題となっている。原子力発電所は、敷地の再利用が重要な課題となっている。

低レベル廃棄物の行く方

「規制緩和」の動きの周辺を追う

低レベル放射性廃棄物の処理は、規制緩和の動きが注目されている。低レベル放射性廃棄物の処理は、規制緩和の動きが注目されている。低レベル放射性廃棄物の処理は、規制緩和の動きが注目されている。

低レベル放射性廃棄物の処理は、規制緩和の動きが注目されている。低レベル放射性廃棄物の処理は、規制緩和の動きが注目されている。低レベル放射性廃棄物の処理は、規制緩和の動きが注目されている。



▲「原子力開発利用長期計画」

京都にミニコミ情報センター誕生!

社会科学書・ミニコミ等取扱い

オデッサ書房

京都市左京区田中門前町96 TEL (075) 721-3619

口笛と軍靴—天皇制ファシズムの相貌

京都大学新聞社編 社会評論社刊

カフェーの中で
彼らの口笛が空気を震わせた時
かすかに軍靴の音は響いていた—
1920,30年代に立体的に問いかけ
僕らの時代を浮き彫りにする
現在からの〈戦前を疑う〉

京都大学新聞社でも2,000円(送料込2,300円)で販売しています。問い合わせは当社まで。

日本の悲劇

1946年 監督 亀井文夫

亀井文夫・1908年福島県生まれ。1933年P.C.L.入社、のちに東宝文化映画部に所属する。1937年「上海」を構成編集、翌年「戦う兵隊」を撮る。漢口作戦で戦う悲惨な兵隊の姿を描いた。しかし、そのことによって、軍部から上映を禁止させられた。

1946年、敗戦直後、亀井文夫監督が、自身のストレートな怒りをこめて製作したのが、「日本の悲劇」である。戦時中、日本映画社が、あまたと撮り続けた「日本ニュース」を、編集・再構成した作品で、戦時報道のギマン性を暴露している。告発調になりすぎるくらいはあるものの、その意図は、説得力をもって伝わってくる。

併映 くずれる沼 画家 山下菊二
1976年 監督 野田真吉

講演 野田真吉
日時 7月17日(日)

日本の悲劇	2:00	6:00
くずれる沼	3:00	7:00
講演	3:30	7:30

会場 京大西部講堂
主催 日本の悲劇を上映する会